

別記

周防大島町シルバー応援クーポン券取扱要領「注意事項」

1.趣旨

町内在住の高齢者の健康の保持及び経済的支援等を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により売上減少に直面する町内事業者に対する経済的支援につなげることを目的とし、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた町内在住の高齢者に対し、町内事業者の店舗において使用できる周防大島町シルバー応援クーポン券を交付する。

2.発行枚数

1人につき10枚

3.利用可能期間

令和2年10月1日から令和3年1月31日

4.配布対象者

以下の条件をすべて満たす者

- ・基準日(令和2年9月2日)において、周防大島町に住民登録がある者
- ・令和3年3月31日時点で70歳以上の者

5.配布方法

各個人へ郵送

6.取扱店に登録できる事業所

周防大島町内に所在する事業所

※商工会等への加入の有無は問わない

7.取扱方法等

<取扱店登録の申請>

取扱店の登録を希望する事業所は、登録申請書を商工会へ提出するものとする。

※登録手続きは無料。商工会は取扱店の表示ポスターを渡す。

<クーポン券の使用方法>

各取扱店で1,000円(税込)に対しクーポン券1枚(500円割引)が使用できる。

※クーポン券の対象とならないものは裏面参照

<使用済クーポン券の換金方法>

・取扱店は、使用済クーポン券に消印のうえ商工会(本所、各支所)に提出し、商工会の発行する預かり証を受け取る。

・商工会は提出された使用済クーポン券の枚数に応じた金額を取扱店に支払う。

(毎月25日ㄨ、翌月5日振込)※原則として山口銀行口座への振込にて行う。

・クーポン券換金最終期限:令和3年2月12日(金)

割引クーポン券の対象とならないもの

- ・出資や債務の支払い(税金、振込代金、振込手数料、電気・ガス・水道料金など)
- ・有価証券、ギフト券、図書券、商品券、切手、印紙、プリペイドカードなどの換金性の高いものの購入、電子マネーへのチャージ
- ・たばこ(たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第3号に規定する製造たばこ)
※法律により、小売定価以外による販売が禁止されているため
- ・公共料金
※現金、口座振替または証券(小切手など)で納付を義務付けているため
- ・土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料(一時預かりを除く)などの不動産に関わる支払
- ・現金との換金、金融機関への預入れ
- ・特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ・事業活動に伴って使用する原材料、機器類および仕入商品などの購入
- ・医療保険や介護保険などの一部負担金(保険診療による処方箋が必要な医薬品を含む)
- ・収納サービスなどの支払

上記のほか取扱店において、本券を対象としない商品を独自に定める場合、各取扱店において、あらかじめ利用者が認識できるよう明示するなどの対応をお願いします。